

就学援助について

経済的な理由で、小・中学校への就学が困難な家庭の児童・生徒に、学用品費、給食費などの援助をしています。この援助費の受給を希望する人は、次のことを参考に、教育委員会教育総務課又は小・中学校へ申請書を提出してください。

■対象

- ・ 市民税所得割課税額が、基準額以下の世帯（ただし基準額は毎年変わります）
- ・ 病気、事故、災害、失業などによりお子さんの教育費に困っている世帯

■受給の対象となる費用（ただし、支給内容、支給額は限度があります）

- ・ 学校給食費
- ・ 学用品費、通学用品費
- ・ 新入学児童生徒学用品費
- ・ 校外活動費、修学旅行費
- ・ 医療費

■必要なもの

- ・ 印鑑（認め）
- ・ 通帳
- ・ 1月2日以降に生駒市に転入された方は、前住所地の課税証明書を必ず添付してください。（課税証明書の発行時期については、前住所地の市町村へご確認ください。）

■注意点

申請用紙は、生駒市教育委員会教育総務課又は小・中学校にあります。

また、ホームページの申請書ダウンロードコーナーからもダウンロードできます。

この制度は毎年度申請が必要です。

市民税の申告をしていない場合は、審査できませんのでご注意ください。

現在、生活保護を受けている方のうち、教育費受給世帯は申請する必要はありません。